

一、枚川支那官署三下要承嘆願ノ件

東京市土木局河港課枚川支那官署に於て、橋三下河  
岸一帯地所在一ハ勞働者ニシテカ名一男一ヲ活用シ居レ  
ルカ市役側ニ下リテハ該官署支那官署立ヲ兼シ現在人員  
整理事業縮少等ノ傾向ニ對シテ來リ切りニ「アジレ  
スルト」ト「ア」リ遂ニ本月廿日一〇九名ノ賛同ヲ得テ  
別紙嘆願書ヲ作成翌三十一日代表橋本富貴良等八名  
ヲシテ細田所長ニ提出即時回答ヲ求メシメタリ然ル  
ニ右ニ對シ細田所長ハ嘆願事項一ニ對シテハ言明ノ  
限リニ非スニ三ハ見解ノ相違ナリ四ハ考慮ス五ハ作  
業ニ支障ナキ場合ニ限リ認容ス六ハ豫算ノ關係上不  
能ナリ七八ハ考慮スル者夫々回答シタルニ従業員側ハ

一、慮之ヲ諒トシ辭去シタルカ市役本部ニアリテハ右  
参加者ヲ支那員トナシ縮三ヲ聲明シ居レリ  
右及申(通)服候也

別紙

嘆願書

親々河港深利川支那官署の従業員は、左記の件に於て、貴下の誠意ある回答  
を快く感ずる所なり

一、職首と絶対ニせざる標言刪せり候也

「理由」五月、東京市役所職員より、後従業員と、職首と引續き後利辭職を強行し、  
あり、我等は、職首に對し、絶えず及對すると、今更に今後、絶對に職首せざる、標言刪せり候也

二、不南朝新と絶対ニせざる標言刪せり候也

三、同給待遇を公平にせり候也

「理由」云事、引續、公傷、特休、賜服等と、殊給賞與に、新給者、せり、め、も、標、取、計、ら  
わ、れ、也

四、(一)假条日(二)公休本勤を認かり候也

「理由」(一)日、通、判、日、公、休、日、に、生、勤、一、作、業、す、る、政、商、然、公、休、本、勤、と、認、め、り、候、也

五、特休を自由にせり候也

「理由」特休日、その性質上、自由なるべし、不拘特休と、し、た、者、に、對、し、殊、給、賞、與、に、新、給、者